

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和2年10月6日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1900322号  
厚生局事案番号 : 九州(国)第2000005号

## 第1 結論

請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年\*月\*日から平成2年4月1日まで

昭和52年8月頃に、役所で母子手当や健康保険の手続と同時に国民年金の免除申請を行った。その後は、年に一度役所の係が自宅へ来て免除申請の捺印をしていた。

請求期間は、免除申請の捺印をしていたのに、国民年金の申請免除期間となっていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和52年8月頃に自分でA市役所において国民年金の加入手続を行い、同時に国民年金保険料の免除申請を行った旨主張しているが、国の記録によると、請求者の国民年金の記号番号に係る国民年金被保険者の資格取得処理日は昭和61年11月26日と記録されており、それ以前に請求者に対し別の国民年金の記号番号が払い出された形跡もないことから、請求期間のうち、昭和50年\*月から昭和61年9月までの期間については、請求者は、当該期間において国民年金に未加入であり国民年金保険料の免除申請を行うことができなかったものと考えられる。

また、請求者は、昭和53年度以降の期間については、A市役所の係員を通じて免除申請を行っていた旨主張しているが、A市の請求者に係る国民年金被保険者名簿では、平成2年4月以降については免除記録が確認できるものの、請求期間の免除に係る記載はなく、請求者の国民年金保険料が免除されていたことが確認できない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。